

世田谷区立郷土資料館

資料館だより

No.69

2018.10

平成 30 年度特別展

江戸・明治の肖像画

—世田谷ゆかりの人物を中心に—

— 会期 平成 30 年 10 月 27 日 (土) ~ 11 月 25 日 (日) —



福田岡右衛門夫妻肖像画(個人蔵)
筆者 不詳
賛者 大谷長政
作成年代 天保六年(一八三五)

我が国では旧くより、古代中国の聖賢、天皇、公家、高僧、將軍などの肖像画が作成されてきました。江戸時代になると、文人墨客や農民に至るまで、ありとあらゆる階層に属す人々の肖像画も作られるようになります。また、明治維新を迎えると、西洋の陰影法を取り入れ、一般の需要に応じて肖像画を描く絵師たちが現われます。

これらの肖像画は、そこに描かれた人物を、より身近な存在に感じさせてくれます。そればかりか、その人物の為人や生き様までもが窺い知れるようにさえ思えます。こうした意味において、肖像画は、古文書・古記録同様、歴史を繙く上での貴重な資料であるといえましょう。

本展示会では、世田谷ゆかりの人物の肖像画を一堂に会し、そこに写し出された像主たちの遺した足跡を辿ることにいたします。

この展示会が皆様の歴史文化に対する関心をより一層深めて頂く一助ともなれば、幸甚に存じます。



喜多見久大夫肖像画〈模写〉（寄託品）

紙本著色

原画筆者 狩野安信

原画賛者 木庵性瑯

原画作成年代 延宝三年（1675）

模写筆者 不詳

模写年代 不詳

喜多見重勝〈きたみ しげかつ〉

慶長九年（1604）～貞享二年（1685）

重勝は、江戸時代初期に堺奉行などを勤めた喜多見若狭守勝忠の三男で、自らも一五〇〇石を知行し、目付・大坂目代などの幕府要職を歴任した。通称を久大夫という。また、茶湯を、佐久間将監・小堀遠州らに学び、茶人としての誉れが高く、喜多見流茶道を創始した。

本肖像画の像主・喜多見久大夫重勝は、幕府の要職を務める傍ら、茶湯を能くし、古瀬戸の目利きとして知られた。

その妻は堀田加賀守正盛の妹・勝境院であり、勝境院の直ぐ上の姉は宗可流茶道の祖・佐久間将監のもとに嫁している。そうした縁によったものであろうか、重勝は、はじめ佐久間将監に茶湯を学んだが、後に、父・勝忠と親交の深かった小堀遠州に師事し、皆伝を受けた。こうして、宗可流と遠州流の茶道を会得した重勝は、その茶人としての技量を高く評価されることとなり、茶道の一流派を成すまでになったのである。

重勝と勝境院との間には二人の娘があったが、そのうち、長女は甲斐徳美藩の三代藩主・伊丹勝政のもとへ、次女は旗本・石谷武清にそれぞれ嫁している。この次女が武清との間にもうけた彦五郎は、重勝の兄・重恒の養子となり、喜多見本家を継いだ。のちに五代将軍・綱吉の寵愛を受け、二万石の大名となる喜多見若狭守重政である。

その重政が綱吉の側用人に登用され、人生の絶頂に登り詰めようとしていた貞享二年（1685）、重勝は自家の繁栄を既に見届けたかのように、この世を去った。



井伊直弼画像（豪徳寺蔵）
 油彩画布
 筆者 井伊直安
 作成年代 明治中期

井伊直弼〈いい なおすけ〉

文化十二年(1815)～万延元年(1860)

彦根藩第十一代藩主直中の十四男。青年期は、城外の「埋木舎」に閑居し、文武諸芸の修業に励んだ。特に石州流の茶湯を能くし一流派を成すにまで至る。また、居合術でも奥義を極め、禅においても悟道の域に達したといわれる。弘化三年（1846）、仲兄・直元の死により長兄・直亮（十二代藩主）の世子となり、その四年後には直亮が没し彦根藩の第十三代藩主となった。安政五年（1856）、大老職に就くや、国内を二分していた日米修好通商条約締結問題と将軍継嗣問題を独断で決着させ反対派の反感を買ったが、安政の大獄を断行しこれらを悉く弾圧した。同七年、これに激高した水戸浪士らの襲撃に遭い、桜田門外に倒れた。

本肖像画の筆者・井伊直安（1851～1935）は、直弼の三男で、文久二年（1862）、越後与板藩藩主井伊直充（1838～1862）の養子となり、同年、その家督を継いで同藩の第十代藩主となった。和洋両様の絵を能くしたが、特に、越後長岡出身の洋画家・小山正太郎（1857～1910）に師事して油絵に秀でた。直弼が殺害された時、数えで僅か十歳であった直安はこの画を幼い時の記憶に基づいて描いたと伝えられるが、生前の直弼を知る人からは、よくその面影を伝えると評されたという。直安の父に対する敬慕の念は非常に強く、直弼が眠る豪徳寺に埋葬されることを生前より彼が望んだため、その墓も同寺井伊家墓域内に造られた。

また、明治四十二年（1909）、横浜掃部山に建立された井伊直弼の銅像の原型（下写真）を製作した藤田文蔵（1861～1934）も、その製作に際して、この肖像画を参考にしたという。



井伊直弼銅像（豪徳寺蔵）



岡本黄石喜寿肖像画（寄託品）

絹本著色

筆者 野口小嶺

作成年代 明治二十年（1887）

岡本黄石〈おかも こうせき〉

文化八年（1811）～明治三十一年（1898）

岡本黄石は、彦根藩の元・中老、宇津木久純の四男として彦根に生まれた。幼名を留弥といい、後、織部之介、又は半介と称した。名は宣哲（のち宣迪）。字は公啓。黄石はその号で、隠居後はこれを通称とした。別号に圯橋、愍齋、退山がある。文政五年（1822）、十二才にして同藩軍学師範・岡本織部祐業常の嗣子となる。初め、詩を実父・宇津木久純に、後、中島棕隠・梁川星巖に学ぶ。また、頼山陽・大塩平八郎らと交流し、経史百家の学を講習する。特に、梁川星巖からは尊皇

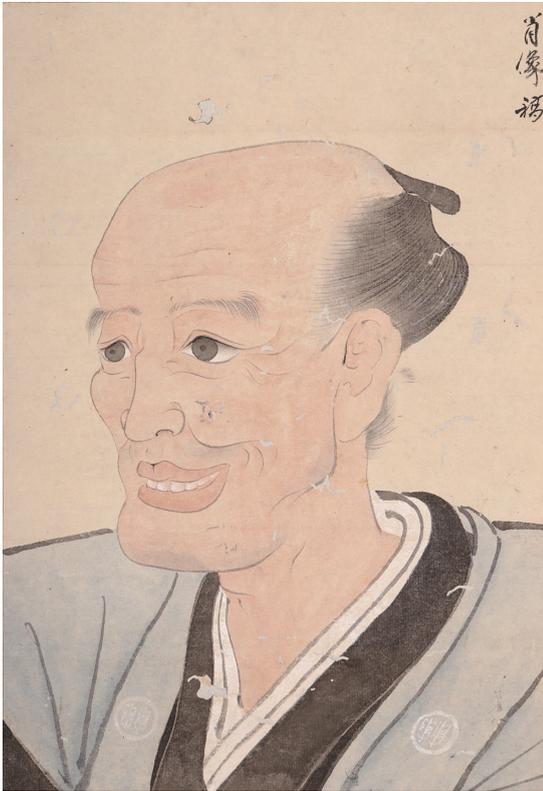
思想の影響を強く受け、大橋訥庵・藤本鉄石・頼三樹三郎らの志士とも交わりを持った。嘉永五年（1852）、主君・直弼の信任を得て、彦根藩家老となる。安政五年（1858）、直弼が大老職に就くと、上書して攘夷の必要を訴えたが、これが忌諱に触れて、直弼より疎んぜられるようになった。安政七年三月三日、在府を免ぜられ国元へ帰ろうとしていた最中、桜田門外の変が起き、江戸にとどまって動揺した藩士たちを鎮撫した。文久二年（1862）八月、直弼に重用された家臣を一掃して藩論を尊皇攘夷に導く。また、明治元年（1868）の戊辰戦争に際しては、彦根藩を朝廷側に導いた。同年二月、致仕し、彦根の芹水荘に隠棲。二年後の明治四年には京都の華頂山荘に移り、華頂吟社・^{ごうす}印須社を主宰。同十六年には、居を東京に移し、更に翌十七年には麴町平川町に麴坊吟社を開いた。

この肖像画の筆者は、明治画壇を代表する^{けいしゅう}閨秀画家・野口^{しょうひん}小嶺（1847～1917）で、黄石は小嶺の漢詩の師に当たる。署名にある「親」は小嶺の名、「松邨」はその旧姓。『黄石齋』第四集下巻二には「（明治九年）立秋後一日晚涼、移榻於中庭、小嶺女史適至対座賦示」と記されている。これが同書における小嶺の名の初見である。その前年の七月、黄石は維新後はじめて上京し、当時麴町にあった日下部鳴鶴の邸に客居していた。

マクリの状態のまま宇津木家に伝来した本作品は、画像上部に広い余白が設けられているが、この余白に黄石自身が賛を添え、贈答用にすつもりだったのであろう。『岡本黄石略伝』には、

庶昌（清国公使・黎庶昌）ノ請ニ依リ野口小嶺画ク所ノ肖像ニ自賛ヲ題シテ之ヲ贈ル、

とあり、本作品以外にも小嶺が贈答用の黄石肖像画を描いていたことが知られる。



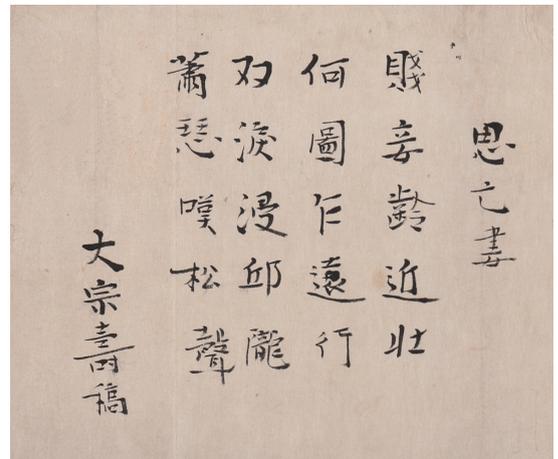
弥十郎肖像〈稿本〉(大場代官屋敷保存会蔵)
紙本著色
筆者 不詳
作成年代 江戸時代後期

大場弥十郎〈おおば やじゅうろう〉

宝暦十年(1760)～天保七年(1836)

彦根藩世田谷領代官。大場家第十代の当主。遠江国周智郡下山梨村(静岡県袋井市)に久野金右衛門宗保の次男として生まれた。幼名を金蔵、初名を宗寿(のち景運)という。寛政五年(1793)、世田谷代官大場家の跡継ぎとなり、翌年代官の職に就く。代官就任早々、民政改革に着手し、多くの業績を上げた。

弥十郎の最初の妻梅(小枝)は、寛政八年(1796)七月十二日、二十九歳の若さで没している。結婚から僅か三年足らずであった。この時、弥十郎との間に儲けた愛娘・鉸はまだ数え二歳の乳飲み子で、さぞや気がかりなことであつたろう。下の詩は、そうした無念を遺したままこの世を去った妻を哀悼する弥十郎自作の五言絶句である。



大場弥十郎作 五言詩「思亡妻」(大場家文書)

【釈文】

思亡妻

賤妾齡近壯

何図乍遠行

双淚浸邱隴

蕭瑟嘆松聲

大宗壽稿

【通釈】

私の妻はまだ三十にもならないとい
うのに、

よもやこんなに早く亡くなるうとは
思いも寄らなかつた。

両の頬を流れ落ちる涙は妻の眠る墓
を濡らし、

秋風に吹かれた松の梢は妻の死を嘆
くかのように悲痛な叫びをあげてい
る。



石井至毅肖像画（寄託品）
絹本油彩
筆者 狩野松州
作成年代 明治三十九年（1906）

石井至毅〈いしいしこく〉

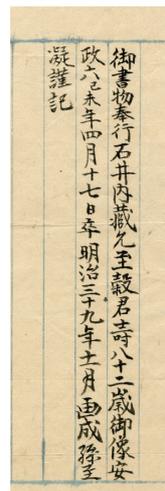
安永七年（1778）～文久元年（1861）

大蔵村名主・石井市郎右衛門（諱は広昌、春翁と号す）の長男。幼名を万之助といい、のち、市右衛門、内蔵丞、内蔵允などと称した。また、最初の諱を兼傍といい、以後、兼知、雅知、盛時、至毅と改名。天明八年（1788）、江戸牛込山伏町の儒学者・高瀬隆齋方に寄宿し、四書の句読を学ぶ。翌寛政元年、林大学頭の学頭・長坂徳右衛門に入門。文化六年（1809）十一月、幕府御家人株を譲り受け幕臣となり、七〇俵五人扶持を給される。文化九年（1812）、『古今要覧』編集御用を仰せ付けられ、その編集責任者・屋代弘賢から考証学の手解きを受ける。嘉永四年（1851）、書物奉行に昇進。安政五年（1858）、布衣を許され、本禄一〇〇石、勤務中足高・扶持とも三〇〇俵を給された。

画中の至毅は、風折烏帽子を被り、布衣を着す。また、手には中啓と呼ばれる扇を持っている。布衣は、無位無官の者の正装であるが、江戸時代、これを着るには幕府の許可が必要であった。至毅は安政五年（1858）、長年に亘る勤功により布衣を着すことを許されている。

その作成年代については、従来、至毅が布衣を許された安政五年であろうと考えられてきた（『世田谷区立郷土資料館開館五十周年記念特別展 大館蔵品展』図録／平成二十六年刊）が、最近、『和漢年契』なる石井家の旧蔵本に「書物奉行石井内蔵允君八十二歳御像、安政六己未年（正しくは文久元年）四月十七日卒、明治三十九年十一月画成、孫至凝謹記」と記された書付（下写真）が挟み込まれているのが見付かり、この肖像画が明治三十九年（1906）の十一月に完成したものであることが判明した。この書付を書いた至凝とは、至毅の孫で通称を新八という。

また、筆者の狩野松州については、幕府奥絵師・狩野晴川院（1796～1846）の門人に「藤原盈信狩野松州（文政頃の人）」という絵師がいる（『古画備考』）ので、従来、これをこの肖像画の筆者に比定していた。しかし、もしそうだとすると時代が合わない。したがって、この肖像画の筆者狩野松州は、晴川院の門人・狩野盈信松州と全くの別人であると考えざるを得ない。



『和漢年契』の中に挟み込まれていた書付（石井家文書）

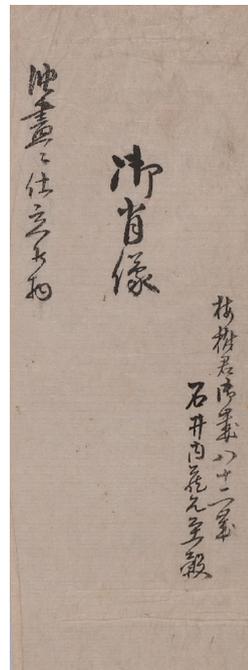
また、石井家には、この肖像画の下絵および指示書が残っており、その包紙と覚しき紙の上書に、「油画ニ仕立候物」とある。

明治初期、五姓田芳柳（1827～1892）は、絹地に西洋の陰影法を取り入れた独特の油絵技法によって絵を描くことを創案し、肖像画や風俗画を描いて評判を取った。この技法が徐々に普及し、明治後期には一般の需要に応じて肖像画を描く絵師も多くいたという。この絵の筆者・狩野松州もそうした絵師の一人だったのであろう。

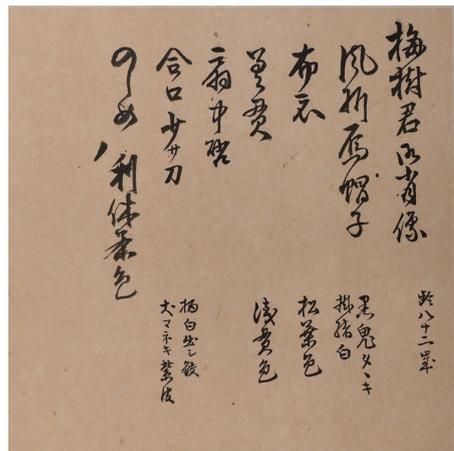


①

石井至穀肖像画
〈①下絵、②包紙、③指示書〉（石井家文書）



②



③

〔表紙写真〕

福田岡右衛門・とめ 〈ふくだおかえもん・とめ〉

安永四年(1775)～慶応三年(1867)

安永九年(1780)～天保十一年(1840)

武蔵国多摩郡大蔵村の安藤茂兵衛（六右衛門）家に生まれる。通称茂八。三十一歳で同村石井直右衛門の娘とめと結婚し、石井家に入り、岡右衛門と改名。石井家の幼い跡継ぎ谷三郎を支えた。のち、下祖師谷村へ移り、水車を経営、福田甚左衛門家の分家を創始した。



八代目 芹沢新平肖像画（寄贈品）
油彩画布
筆者 山口謙哉
作成年代 明治四十三年（1910）

八代目 芹沢新平〈せりざわ しんべい〉

文政十年（1827）～明治二十八年（1895）

世田谷村字羽根木の名主・年寄。田畑は全て小作人に任せ、自らは質屋・煙草小売業・小物小売業・醤油製造販売業を営んだ。維新後は、家業の傍ら、世田谷村村会議長、地租改正掛などの職を勤めた。

この肖像画は、明治四十三年（1910）に、芹沢家十代目当主新平（九代目次男、初名稲吉／1876～1949）が、画学生の山口謙哉なる人物に依頼して描かせた三枚の肖像画のうち一枚である（ほかに九代目新平およびその妻つね）。新平が六十九歳で亡くなった年の写真を基に描いたものであるという。

芹沢家の家祖（道春禪定門・俗名不詳／元禄十年没）は、寛文年間（1661～1672）に、羽根木の地に入植し、煙草の栽培で財を成したと伝えられる。屋号は煙草屋。芹沢家代々の当主は、新兵衛、新右衛門などと名乗り、世田谷村の名主・年寄役を勤めた。

この肖像画の像主・同家八代目当主・新兵衛（のち新平に改む）は、多摩郡堀之内村（現杉並区堀ノ内）から同家へ養子に入った人で、元の名を定右衛門といった。生涯妻を娶らず独身を通した。

嘉永五年（1852）、彦根藩に金百両を献金し、その褒美として、二人扶持を下賜され、併せて苗字御免となっている（これを永上人という）。

また、元治元年（1864）に組織された彦根藩世田谷領の農兵隊にも鉄砲隊の一員として参加した。この農兵隊は、代官大場信愛指揮の下、永上人およびその子弟たち六十名で構成されていた。

維新後、芹沢家では、醤油の醸造工場を大々的に経営することとなるが、醤油醸造に着手したのは、この八代目新平の時であった。



図ノ列積樽印各油醬造釀澤芹（寄贈品）

資料館だより	No.69
発行年月日	平成30年10月27日
編集発行	世田谷区立郷土資料館 〒154-0017 世田谷区世田谷1-29-18
	☎ 03-3429-4237
	FAX 03-3429-4925
	広報印刷物登録番号 No.1683